



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019 年 第 25 号

今回のテーマ： 越境貿易および投資の利便化の更なる促進に関する通知-投資・融資編

10 月 25 日、国家外貨管理局は「越境貿易および投資の利便化の更なる促進に関する通知」（匯発〔2019〕28 号）を発表した。通知によると、（越境貿易について）貿易外貨収支の利便化を拡大し、（越境投資融資について）非投資性外商投資企業による資本金での国内持分への投資制限を解禁した。本通知は発表日より実施される。今号では越境に係る投資・融資に関する利便化措置を紹介する。

●非投資性外商投資企業による資本金での国内持分への投資制限の解禁

非投資性外商投資企業が現行の外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）に反せず、かつ中国国内における投資先が適正で合法であることを前提に、法に従い資本金を、中国国内における持分の投資にまわすことができる。非投資性外商投資企業が資本金原資をもって、そのまま中国国内において持分投資を行う場合、被投資主体は国内再投資登記を行うとともに、資本金口座を開設して資金を受け取るようになるが、出資に伴う入金登記までは要しない。非投資性外商投資企業が資本金につき、人民元転して中国国内において持分投資を行う場合、被投資主体は国内再投資登記を行い、且つ、「資本項目－人民元転決済口座」を開設しその資金を受け取るようになる。

●資本項目収入による支払についての利便化措置の拡大

要件を満たす企業が資本金、外債及び海外上場その他資本項目に係る収入を国内支払に使用する場合、その適正性を明らかにするエビデンスについては、提出する必要はない。但し、その資金の使途については適正かつ適法であり、現行の資本項目収入の使用管理規定に沿う必要がある。また銀行は業務リスクを管理しなければならないほか、所在地の外貨管理局も監視、分析、業務前後における監督管理を強化しなければならない。

●資本項目の外貨資金に係る人民元転についての緩和

国内資産の現金化口座資金について、人民元転制限を緩和する。外国投資家の直接投資において、中国国内の持分譲渡側が外国投資家からその対価を受け取る際、関連証憑をもって銀行にて口座開設を行い、入金と人民元転手続を直接行うことができる。

また外国投資家の保証金の使用と人民元転について、規制緩和を行う。外国投資家が海外から送金、若しくは中国国内から振込まれた保証金については、取引完了後、中国国内での適法な出資あるいは国内外の対価支払等に直接使用することができる。このほか取引完了時、若しくは違約金の支払時に保証金を人民元転して直接決済することができる。

●企業外債登記管理改革

債務者が所轄の外貨管理局で外債登記抹消手続を行えるよう規制緩和を行う。すなわち、債務者は所轄の外貨管理分局（外債管理部）管轄地域内の銀行にて、外債の登記抹消手続を直接行うことができるほか、外債抹消登記業務の期限についても緩和される。

また非金融企業が 1 件ごとに外債登記を行うことについても試験的に解禁する。試験地域における非金融企業は純資産の 2 倍の範囲内で所在地の外貨管理局にて外債登記を行い、登記金額以内であれば自由に外債を借入し、直接銀行で送金・入金及び人民元転・外貨転等の手続を行うことができる。この場合、規定に従い国際収支の報告が必要となる。

●資本項目の外貨口座開設上限の解禁

「外債 1 件ごとに最大 3 口座まで外債専用口座が開設可」、「原則として 1 口座の海外払込保証金専用口座が開設可」、「持分譲渡取引 1 件ごとに持分譲渡側は 1 口座の国内資産現金化口座を開設可」などの制限を撤廃する。これにより実際の業務の必要に応じて、複数の資本項目の外貨口座を開設することができるが、口座開設数については、当局の監督管理要求を満たす必要がある。

●国内貸出資産の対外譲渡の試験推進

慎重なリスク・コントロールを行えるよう、試験地域では、銀行の不良債権や貿易融資を含め、国内における貸出資産の対外譲渡の範囲を拡大する。

©2019 Grant Thornton 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。版權所有。

